

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎職場適応訓練委託実施規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○平成30年度高知県臨時種畜検査の実施（畜産振興課）	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（2件）（治山林道課）	1
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	3
○道路の区域変更（道 路 課）	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（2件）（農業基盤課）	4
○土地改良区の役員の退任（ 〃 ）	4
○土地改良区の清算人の就職（ 〃 ）	4
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（11・12掲示）	5
○政治団体の設立の届出	7
○政治団体の届出事項の異動の届出	7
○政治団体の解散の届出	7
落札公告	
○落札者等の公告（総務事務センター）	7

## 規 則

職場適応訓練委託実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第75号

#### 職場適応訓練委託実施規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託実施規則（昭和39年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第4号中「雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条第1項第7号」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則

（昭和41年労働省令第23号）第1条の4第1項第6号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 高知県告示第894号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成30年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 届出の概要

- 届出者の名称  
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
- 届出者の住所  
愛媛県西条市西田甲590番地2
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
m a c 中村店  
四万十市具同字西大内町5390番地ほか
- 変更しようとする事項  
駐輪場の収容台数  
(変更前) 58台  
(変更後) 20台

#### (5) 変更年月日

平成31年7月1日

#### (6) 変更理由

新規テナント入店による施設配置の見直しのため

#### 2 届出年月日

平成30年10月31日

#### 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
四万十市役所

#### 4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

#### (4) 意見の内容

### 高知県告示第895号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する平成30年度高知県臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成30年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

検 査 の 場 所		検 査 の 期 日
高岡郡 佐川町	高知県畜産試験場	平成30年12月20日 午後2時から午後3時まで

備考 1 検査を受けなければならない種畜は、疾病その他やむを得ない事由によって平成30年度定期種畜検査を受けることができなかった家畜の雄であつて、県内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供するものとする。

2 検査の当日に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。

- 受検家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類
- 種付台帳又は家畜人工授精簿
- 前年度に定期種畜検査を受検しているときは、その種畜証明書

### 高知県告示第896号

平成30年5月農林水産省告示第1133号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 所在不明の森林所有者

- ア 登記簿記載の住所  
吾川郡吾北村上八川甲938番地  
イ 氏名  
筒井 良男
- ア 登記簿記載の住所  
高知市升形31番地  
イ 氏名  
大久保 宏志
- ア 登記簿記載の住所  
吾川郡吾北村上八川甲2901番地  
イ 氏名

<p>(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川甲938番地 イ 氏名 筒井 鷹光</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別1964番地 イ 氏名 国友 太郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別137番屋敷 イ 氏名 国友 徳馬</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 大阪府堺市北区長曾根町3062番地2 シャイニーセ ン103号 イ 氏名 片岡 正吾</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村久喜893番地 イ 氏名 藤原 清稔</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 香川県善通寺市中村町151番地1 イ 氏名 藤原 義志</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 大阪市住吉区墨江東二丁目59番地 イ 氏名 大石 時子</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 愛媛県今治市横田町三丁目3番29号 イ 氏名 山崎 章一</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2504番地 イ 氏名 永富 省三</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 高岡郡大桐村大平63番屋敷 イ 氏名 片岡 猪三郎</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 高知市一宮16番地 イ 氏名</p>	<p>大原 賢三</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1943番地 イ 氏名 斉藤 生智</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁426番地 イ 氏名 織田 好和</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知499番屋敷 イ 氏名 小田 万次</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1959番地 イ 氏名 井上 直一</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町野老山2034番地 イ 氏名 大川口 忠清</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 高知市本丁筋210番地 イ 氏名 片岡 武雄</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村高瀬305番地2 イ 氏名 片岡 繁香</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝1746番地 イ 氏名 篠原 秀記</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 大阪市城東区茨田横堤町968番地 イ 氏名 山本 啓男</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 高知市鴨部1504番地4 イ 氏名 西森 龍瑞</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p>	<p>昭和63年10月農林水産省告示第1698号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第897号</b> 平成30年5月農林水産省告示第1143号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年11月27日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 中村市百笑町7番26号 イ 氏名 中岡 訓</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町中追1757番地 イ 氏名 片岡 芳隆</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 土佐郡十六村中追57番屋敷 イ 氏名 中岡 繁喜</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 土佐郡十六村中追144番屋敷 イ 氏名 川田 銀治</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別1964番地 イ 氏名 国友 太郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別 イ 氏名 国友 徳馬</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別137番屋敷 イ 氏名 国友 徳馬</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 吾川村吾北村小川新別1297番地 イ 氏名 国友 於虎</p>
---	--	--

<p>(9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別1964番地 イ 氏名 國友 太郎</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 神戸市垂水区塩屋町南谷886番地2 イ 氏名 川崎 豊秀</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別1813番地 イ 氏名 国友 徳馬</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 高知市福井町252番地32 イ 氏名 国友 世喜治</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸282番地 イ 氏名 井上 福德</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村岩戸243番地 イ 氏名 井上 幸清</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸28番地 イ 氏名 井上 尾福</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村本村191番地 イ 氏名 黒川 哲夫</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村本村191番地 イ 氏名 黒川 宇省</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村宗津394番地1 イ 氏名 片岡 作</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村本村191番地 イ 氏名 黒川 宇省</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>吾川郡池田町岩丸115番地 イ 氏名 山本 栄</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁595番イ号地 イ 氏名 織田 勝清</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2133番地4 イ 氏名 織田 富夫</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁3104番地 イ 氏名 岡嵩 稔</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町野老山3563番地 イ 氏名 藤原 繁道</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町野老山2234番地 イ 氏名 高橋 孝</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町野老山3799番地 イ 氏名 片岡 益光</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村下分3092番地2 イ 氏名 結城 恵</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町4016番地 イ 氏名 林 信夫</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別1803番地 イ 氏名 渡辺 益子</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和62年7月農林水産省告示第1003号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件</p>	<p>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第898号</b> 宿毛市山奈町山田の一部地区、安芸郡安田町安田及び唐浜の各一部地区、吾川郡いの町中追及び神谷の各一部地区並びに高岡郡越知町南ノ川及び横島北の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。 平成30年11月27日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査を行った者の名称 (1) 宿毛市 (2) 安田町 (3) いの町 (4) 越知町</p> <p>2 調査を行った地域及び時期 (1) 宿毛市山奈町山田の一部 平成23年度及び平成24年度 (2) 安芸郡安田町安田及び唐浜の各一部 平成24年度及び平成25年度 (3) 吾川郡いの町中追及び神谷の各一部 平成24年度から平成27年度まで (4) 高岡郡越知町南ノ川及び横島北の各一部 平成25年度から平成27年度まで</p> <p>3 成果の名称 (1) 宿毛市地籍図及び地籍簿 (2) 安田町地籍図及び地籍簿 (3) いの町地籍図及び地籍簿 (4) 越知町地籍図及び地籍簿</p> <p>4 認証年月日 平成30年11月27日 <b>高知県告示第899号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、平成30年11月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成30年11月27日 高知県知事 尾崎 正直</p> <table border="1" data-bbox="1496 1385 2085 1457"> <tr> <td>区</td> <td>間</td> <td>変更前後の別</td> <td>敷地の幅員 (メートル)</td> <td>延 長 (メートル)</td> </tr> </table>	区	間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
区	間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)			

安芸市井ノ口字山ノ下甲2544番4から安芸市井ノ口字山ノ下甲2543番1まで	前	4.7 ＼ 8.9	20
	後	8.9 ＼ 9.4	20
安芸市僧津字高円586番6から安芸市僧津字大屋敷502番1まで	前	3.4 ＼ 5.5	57
	後	5.0 ＼ 9.3	57

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知県十市土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成30年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	弘光 宏	南国市十市3285番地
監事	山本 勉	〃 〃 3271番地
(就任)		
理事	細川 司	南国市十市3229番地
監事	森尾 孝章	〃 〃 1891番地の2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、野市上井堰土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成30年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
監事	加藤 睦夫	香南市野市町東野296番地4
(就任)		
監事	山崎 憲章	香南市野市町東野253番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、香北町太郎丸土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成30年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
理事	武内 高信	香美市香北町太郎丸 96番地2
〃	今田 正博	〃 〃 701番地
〃	武内 則清	〃 〃 202番地2
〃	武内喜代子	〃 〃 368番地1
〃	北村 芳雄	〃 〃 545番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、香北町太郎丸土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成30年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
武内 高信	香美市香北町太郎丸 96番地2
今田 正博	〃 〃 701番地
武内 則清	〃 〃 202番地2
武内喜代子	〃 〃 368番地1

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第65号**

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年11月12日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

1 病院の表中「高知赤十字病院」を「日本赤十字社高知赤十字病院」に、「平田病院」を「医療法人平田会平田病院」に、「だいいいちりハビリテーション病院」を「医療法人さくらの里だいいいちりハビリテーション病院」に、

高知病院	高知市相生町1番35号
------	-------------

を

医療法人野並会高知病院	高知市相生町1番35号
-------------	-------------

に、「潮江高橋病院」を「医療法人高潮会潮江高橋病院」に、「高知記念病院」を「医療法人高田会高知記念病院」に、「中ノ橋病院」を「医療法人博信会中ノ橋病院」に、「久病院」を「医療法人久会久病院」に、「高知ハーモニー・ホスピタル」を「医療法人杏林会高知ハーモニー・ホスピタル」に、「国吉病院」を「医療法人三和会国吉病院」に改め、

見元回生病院	高知市本町二丁目4番28号
--------	---------------

を削り、「岡村病院」を「医療法人岡村会岡村病院」に、「高知厚生病院」を「医療法人山口会高知厚生病院」に、「高知城東病院」を「医療法人厚愛会高知城東病院」に、「上町病院」を「医療法人産研会上町病院」に、「海里マリン病院」を「医療法人緑風会海里マリン病院」に、「土佐田村病院」を「医療法人厚仁会土佐田村病院」に、「高知整形・脳神経外科病院」を、「医療法人伊野部会高知整形・脳外科病院」に、「田中整形外科病院」を「医療法人瑞洋会田中整形外科病院」に改め、

海辺の杜ホスピタル	高知市長浜251番地
-----------	------------

を削り、「山村病院」を「医療法人山村会山村病院」に、「高知生協病院」を「高知医療生活協同組合高知生協病院」に、「横浜病院」を「医療法人博愛会横浜病院」に、

南病院	高知市本町三丁目6番28号
-----	---------------

を

医療法人南会南病院	高知市本町三丁目6番28号
-----------	---------------

に、「島津病院」を「医療法人仁栄会島津病院」に、「川村病院」を「医療法人川村会川村病院」

に、「いずみの病院」を「医療法人防治会いずみの病院」に、「室戸中央病院」を「医療法人愛生会室戸中央病院」に、「森澤病院」を「医療法人瑞風会森澤病院」に、「岡豊病院」を「医療法人慈光会岡豊病院」に、「北村病院」を「医療法人清香会北村病院」に、「藤原病院」を「医療法人藤原会藤原病院」に、「土佐希望の家」を「社会福祉法人土佐希望の家医療福祉センター」に、「南国中央病院」を「医療法人地塩会南国中央病院」に、「白菊園病院」を「医療法人白菊会白菊園病院」に、「高陵病院」を「医療法人須崎会高陵病院」に、「ネオリゾートちひろ病院」を「医療法人千博会ネオリゾートちひろ病院」に、「一陽病院」を「医療法人南江会一陽病院」に、「須崎くろしお病院」を「医療法人五月会須崎くろしお病院」に、「筒井病院」を「医療法人互生会筒井病院」に、「聖ヶ丘病院」を「医療法人祥星会聖ヶ丘病院」に、「大井田病院」を「医療法人長生会大井田病院」に、「足摺病院」を「医療法人次田会足摺病院」に、「渭南病院」を「医療法人聖真会渭南病院」に、「松谷病院」を「医療法人たんぼ清悠会松谷病院」に、「竹本病院」を「医療法人創治竹本病院」に、「四万十市右山宇大谷1973番地2」を「四万十市右山1973番地2」に、「森下病院」を「医療法人森下会森下病院」に、「野市中央病院」を「医療法人公世会野市中央病院」に、「同仁病院」を「医療法人同仁会同仁病院」に、「香北病院」を「医療法人豊秋会香北病院」に、「田野病院」を「医療法人臼井会田野病院」に、「大杉中央病院」を「医療法人大博悠会大杉中央病院」に、「さくら病院」を「医療法人岡本会さくら病院」に、「北島病院」を「医療法人社団若鮎北島病院」に改め、

前田病院	高岡郡越知町越知甲2133番地
------	-----------------

を削り、「山崎病院」を「医療法人金峰会山崎病院」に、「くぼかわ病院」を「医療法人川村会くぼかわ病院」に、「介護老人保健施設梅壽苑」を「医療法人高潮会介護老人保健施設梅壽苑」に、「介護老人保健施設シルバーマリン」を「医療法人緑風会介護老人保健施設シルバーマリン」に、「介護老人保健施設あつたかケアみずき」を「医療法人防治会介護老人保健施設あつたかケアみずき」に、「介護老人保健施設あさひ」を「医療法人愛生会介護老人保健施設あさひ」に、「介護老人保健施設夢の里」を「医療法人地塩会介護老人保健施設夢の里」に、「介護老人保健施設ヴィラフローラ」を「医療法人白菊会介護老人保健施設ヴィラフローラ」に、「介護老人保健施設暖流」を「医療法人五月会介護老人保健施設暖流」に、「介護老人保健施設ぎんなん荘」を「医療法人互生会介護老人保健施設ぎんなん荘」に、「介護老人保健施設サンケアしみず」を「医療法人たんぼ清悠会介護老人保健施設サンケアしみず」に、「介護老人保健施設治優園」を「社会福祉法人黒潮福祉会介護老人保健施設治優園」に、「介護老人保健施設あいの里」を「医療法人香美会介護老人保健施設あいの里」に、「介護老人保健施設ヘルシーケアなはり」を「医療法人仁智会介護老人保健施設ヘルシーケアなはり」に、「介護老人保健施設レイクビューさめうら」を「医療法人十全会介護老人保健施設レイクビューさめうら」に、「介護老人保健施設ライブリーハウス輝」を「医療法人社団若鮎介護老人保健施設ライブリーハウス輝」に、「介護老人保健施設アザレア」を「医療法人川村会介護老人保健施設アザレア」に改める。

2 老人ホームの表中「軽費老人ホームあかねの里」を「社会福祉法人高知新聞社会福祉事業団軽費老人ホームあかねの里」に、「高知市福寿園」を「社会福祉法人ミレニアム養護老人ホーム高知市福寿園」に、「特別養護老人ホームやすらぎの家」を「社会福祉法人長い坂の会特別養護老人ホームやすらぎの家」に、「介護老人福祉施設早蕨」を「社会福祉法人さわらび会介護老人福祉施設早蕨」に、「特別養護老人ホームスウィート・ハート・ホーム」を「社会福祉法人ザ・ハート・クラブ特別養護老人ホームスウィート・ハート・ホーム」に、「特別養護老人ホーム海の里」を「社会福祉法人海の里特別養護老人ホーム海の里」に、「介護老人福祉施設グランボヌール」を「社会福祉法人南海福祉会介護老人福祉施設グランボヌール」に、「特別養護老人ホーム森の里高知」を「社会福祉法人ふるさと会特別養護老人ホーム森の里高知」に、「外部サービス利用型特定

施設養護老人ホーム千松園を「社会福祉法人海の里外部サービス利用型特定施設養護老人ホーム千松園」に、「特別養護老人ホームはるの若菜荘」を「社会福祉法人高春福祉会特別養護老人ホームはるの若菜荘」に、「特別養護老人ホームうららか春陽荘」を「社会福祉法人長い坂の会特別養護老人ホームうららか春陽荘」に、「軽費老人ホームケアハウス集家」を「社会福祉法人山寿会軽費老人ホームケアハウス集家」に、「軽費老人ホームケアハウス花の郷高知」を「社会福祉法人ふるさと会軽費老人ホームケアハウス花の郷高知」に、「介護付有料老人ホームはるか」を「医療法人尚賢会介護付有料老人ホームはるか」に、「特別養護老人ホーム風花の里」を「社会福祉法人ふるさと会特別養護老人ホーム風花の里」に、「軽費老人ホームケアハウスあじさいの里」を「社会福祉法人ふるさと会軽費老人ホームケアハウスあじさいの里」に、「有料老人ホームしもじま」を「医療法人山村会有料老人ホームしもじま」に、「有料老人ホームやまむら」を「医療法人山村会有料老人ホームやまむら」に、「特別養護老人ホーム絆の広場」を「社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会特別養護老人ホーム絆の広場」に、「特別養護老人ホーム八流荘」を「社会福祉法人土佐厚生会特別養護老人ホーム八流荘」に、「軽費老人ホームケアハウス安芸」を「社会福祉法人ふるさと自然村軽費老人ホームケアハウス安芸」に、「特別養護老人ホーム土佐清風園」を「社会福祉法人土佐清風会特別養護老人ホーム土佐清風園」に、「特別養護老人ホーム白銀荘」を「社会福祉法人藤寿会特別養護老人ホーム白銀荘」に、「特別養護老人ホーム陽だまりの里」を「社会福祉法人ふるさと自然村特別養護老人ホーム陽だまりの里」に、「軽費老人ホームケアハウスつくしんぼ」を「社会福祉法人ふるさと自然村軽費老人ホームケアハウスつくしんぼ」に、「軽費老人ホームケアハウスたんぼぼ」を「社会福祉法人ふるさと自然村軽費老人ホームケアハウスたんぼぼ」に、「特別養護老人ホーム豊寿園」を「社会福祉法人愛生福祉会特別養護老人ホーム豊寿園」に、「豊寿園ショートステイサービス（短期入所）」を「社会福祉法人愛生福祉会豊寿園ショートステイサービス（短期入所）」に、「幡多広城市町村圏事務組合立特別養護老人ホームしおさい」を「土佐清水市立特別養護老人ホームしおさい」に、「軽費老人ホームケアハウスひだまり」を「社会福祉法人尽心会軽費老人ホームケアハウスひだまり」に、「土佐清水市清水字後口山854番地141」を「土佐清水市天神町14番18-1号」に、「養護老人ホーム白藤園」を「社会福祉法人椿の木福祉会養護老人ホーム白藤園」に、「軽費老人ホームケアハウス虹の丘」を「社会福祉法人椿の木福祉会軽費老人ホームケアハウス虹の丘」に、「特別養護老人ホームかわせみ」を「社会福祉法人西土佐福祉会特別養護老人ホームかわせみ」に、「軽費老人ホームケアハウス菜の花」を「社会福祉法人ふるさと自然村軽費老人ホームケアハウス菜の花」に、「有料老人ホームなはり」を「医療法人香美会有料老人ホームなはり」に、「特別養護老人ホームトキワ苑」を「社会福祉法人厚敬会特別養護老人ホームトキワ苑」に、「養護老人ホーム双名園」を「社会福祉法人ふるさと自然村養護老人ホーム双名園」に、「特別養護老人ホーム大野見荘」を「社会福祉法人大野見福祉会特別養護老人ホーム大野見荘」に、「特別養護老人ホーム椿原ふじの家」を「社会福祉法人カルスト会特別養護老人ホーム椿原ふじの家」に、「養護老人ホーム土佐くすのき荘」を「社会福祉法人土佐平成福祉会視覚障害者養護老人ホーム土佐くすのき荘」に、「特別養護老人ホームコスモスの里」を「社会福祉法人秋桜会特別養護老人ホームコスモスの里」に、「社会福祉法人土佐平成福祉会養護老人ホーム静幸苑」を「社会福祉法人土佐平成福祉会聴覚障害者養護老人ホーム静幸苑」に、「高陵特別養護老人ホーム葉山荘」を「高陵特別養護老人ホーム組合高陵特別養護老人ホーム葉山荘」に、

高幡西部特別養護老人ホーム組合立特別養護老人ホーム四万十荘	高岡郡四万十町大正576番地
-------------------------------	----------------

を

高幡西部特別養護老人ホーム組合立特別	高岡郡四万十町大正576番地
--------------------	----------------

養護老人ホーム四万十荘	
社会福祉法人清流会軽費老人ホームケアハウス四万十ピア	高岡郡四万十町仁井田114番地1

に、「特別養護老人ホーム星ヶ丘」を「社会福祉法人椿の木福祉会特別養護老人ホーム星ヶ丘」に、「特別養護老人ホームシーサイドホーム」を「社会福祉法人黒潮福祉会特別養護老人ホームシーサイドホーム」に改める。

3 身体障害者支援施設の表中「障害者支援施設あき」を「社会福祉法人土佐厚生会障害者支援施設あき」に、「障害者支援施設こくふ」を「社会福祉法人土佐厚生会障害者支援施設こくふ」に、「障害者支援施設とさ」を「社会福祉法人土佐厚生会障害者支援施設とさ」に、「障害者支援施設太陽の家」を「社会福祉法人尽心会障害者支援施設太陽の家」に、「障害者支援施設椿原みどりの家」を「社会福祉法人カルスト会障害者支援施設椿原みどりの家」に、「障害者支援施設オニコニア」を「社会福祉法人明成会障害者支援施設オニコニア」に改める。

4 保護施設の表中「救護施設浦戸園」を「社会福祉法人海の里救護施設浦戸園」に改める。

**高知県選挙管理委員会告示第66号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年11月27日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
海治甲太郎と市政を考える会	海治 甲太郎	海治 甲太郎	高知市横浜新町五丁目1607番地	平30・10・1
上治たかし後援会	上治 堂司	上治 香野	安芸郡馬路村馬路652番地7	平30・10・11

**高知県選挙管理委員会告示第67号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年11月27日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党本山町支部（岩本 誠生）	和田 聖寛	異動なし	長岡郡本山町助藤49	平30・10・1
新		岩本 誠生		長岡郡本山町本山1038-4	
旧	自由民主党高知県料理厨房会支部（岡林 文子）	岡林 実	異動なし	異動なし	平30・10・11
新		岡林 文子			

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	大石宗後援会（大石 宗）	異動なし	田所 裕介	高知市本町四丁目2-39	平30・10・1
新			大石 千景		
旧	とさでん交通労組交通政策研究会（井上 浩司）	異動なし	小磯 勝幸	異動なし	平30・9・21
新			白木 政行		
旧	浜のりし後援会（森光 良夫）	濱 哲夫	濱 恵子	異動なし	平30・10・15
新		森光 良夫	濱 哲夫		

**高知県選挙管理委員会告示第68号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成30年11月27日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党の支部

名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党高知県料理厨房会支部	岡林 文子	平30・10・23

-----  
**落 札 公 告**  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及

び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
県立学校授業用パソコン一式 7組
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年10月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
四国通建株式会社高知支店 高知市比島町二丁目4番33号
- 5 落札金額  
38,556,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成30年7月27日